

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月18日

【会社名】 ナノキャリア株式会社

【英訳名】 NanoCarrier Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 中 富 一 郎

【本店の所在の場所】 千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15

【電話番号】 04-7197-7621

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 松山 哲人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目4番10号

【電話番号】 03-3241-0553

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 松山 哲人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
第15回新株予約権	27,573,780円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	2,383,953,780円

（注）1．本募集は平成27年9月18日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの目的で新株予約権を発行するためのものであります。

2．行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	20,670個(新株予約権1個につき100株) (注)上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがある。
発行価額の総額	27,573,780円
発行価格	新株予約権1個につき1,334円(新株予約権の目的である株式1株当たり13.34円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成27年10月16日(金)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	ナノキャリア株式会社 管理部 千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15
払込期日	平成27年10月30日(金)
割当日	平成27年10月30日(金)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 東京中央支店

(注) 1. 本新株予約権については、平成27年9月18日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集はストックオプションの目的をもって行うものであり、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数(名)	計(個)
当社取締役	5	15,800
当社監査役	3	400
当社従業員	46	3,620
社外協力者	1	850
合計	55	20,670

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	2,067,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は、100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1,140円(本新株予約権の発行決議を行う取締役会開催日(以下、「発行決議日」という)の前取引日から過去6ヵ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値である1,142.74円に0.998を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨てる))とする。 ただし、行使価額は下記(注)2の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,383,953,780円 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額である。ただし、行使価額が下記(注)2の定めにより調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加または減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の額の総額に、当該行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本欄2記載の資本金等増加限度額から本欄2に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年11月2日から平成34年10月31日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 ナノキャリア株式会社 管理部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 東京中央支店
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は、発行会社が下記ア乃至ウに掲げる条件(マイルストーン条項)を達成した場合に限り、各新株予約権者が当初割当てられた本新株予約権の数(以下、「当初割当数」という)に、ア乃至ウに規定する割合を乗じた数の本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能となる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ア 発行会社が平成27年5月14日に開示した平成27年3月期決算短信(非連結)1.経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析、開発パイプラインの状況に記載された「NK105」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40%

	<p>イ 発行会社が平成27年5月14日に開示した平成27年3月期決算短信(非連結)1.経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析、開発パイプラインの状況に記載された「NC-6004」が、承認申請を行った場合。当初割当数の20%</p> <p>ウ 発行会社が平成27年5月14日に開示した平成27年3月期決算短信(非連結)1.経営成績・財政状態に関する分析(1)経営成績に関する分析、開発パイプラインの状況に記載された「NC-6004」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40%</p> <p>ア乃至ウのマイルストーンの全てを達成した場合に、残余の本新株予約権がある場合は、当該本新株予約権を全て行使することができる。</p> <p>当社は、各マイルストーン条項が達成された場合には、新株予約権者に対しその旨及び行使開始日を通知するものとする。</p> <p>2 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>3 本新株予約権の行使による株式の発行は、法令及び本新株予約権の発行を決議した当社の取締役会決議に定める事項に反しないで行われるものとする。本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>4 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>5 その他の行使の条件は、割当契約において定める。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、新株予約権者が本新株予約権の行使の条件に照らし、当該新株予約権者による行使が不可能となった場合は当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>2 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、株式移転の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約書承認の議案もしくは新設分割契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は、取締役会の承認がなされた場合)、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で本新株予約権を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約に定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>

	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び(注)2に従って定める調整後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>新株予約権の権利行使期間の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の譲渡制限</p> <p>譲渡による再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由</p> <p>上記「新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	--

(注) 1. 付与株式数の調整

なお、平成27年9月18日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記の他、発行決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 行使価額の調整

割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{又は処分金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,383,953,780	15,000,000	2,368,953,780

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者による当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は人件費及び研究開発費等の運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

当社社外協力者

a 割当予定先の概要

氏名	片岡 一則
住所	東京都中野区
職業の内容	大学教授

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は、平成27年9月18日現在で、当社普通株式を169,000株保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	割当予定先は、当社と研究指導契約を締結しております。

c 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の結束力を高め当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者の貢献意欲や士気を一層高めることにより、企業価値向上に資することを目的として有償にて発行する新株予約権です。

割当予定先である社外協力者片岡一則氏は、当社技術の発明者の一人であるとともに、当社の技術及び事業戦略において継続的に支援をいただいております。従いまして、片岡氏に対して本新株予約権を付与することにより、同氏の当社の事業支援に対するコミットメントがさらに強まることとなれば、当社の事業推進及び企業価値の増大に寄与することが期待されることから、割当対象者に含めております。

d 割り当てようとする新株予約権の目的である株式の数

片岡 一則 85,000株

e 株券等の保有方針

当社と割当予定先との間において継続保有の取り決めはございません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭により確認をしております。

g 割当予定先の実態

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応することを定め、また、すべての役職員に、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求めています。

割当予定先に対しては、反社会勢力との一切の取引等の関りの有無について聞き取り調査を行い、反社会的勢力とは一切の関係がないことを確認しており、当社は割当予定先が反社会的勢力とは何らの関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使価額につきましては、発行決議日の前取引日である平成27年9月17日から過去6ヵ月間の終値の平均値である1,142.74円を参考として、1,140円(ディスカウント率0.24%)といたしました。

行使価額の算定方法について、発行決議日の前取引日から過去6ヵ月間の終値の平均値である1,142.74円を基準といたしましたのは、昨今の金融・経済環境下における不安定な株式市場や当社株価の変動状況を考慮し、発行決議日前日という特定の一時点の株価を基準とするよりは、一定期間の平均値という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観的かつ合理的であると判断したためです。

参考までに、本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日の終値1,180円に対し3.39%のディスカウント、発行決議日の前取引日を基準とした過去3ヵ月間の平均株価1,099.40円に対し3.69%のプレミアム、過去1ヵ月間の平均株価1,010.17円に対し12.85%のプレミアムとなっております。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下、「ブルータス・コンサルティング」という)に依頼しました。当該算定機関は、発行決議日の前取引日の終値1,180円/株、株価変動率93.92%(年率)、配当利率0%(年率)、安全資産利率率0.123%(年率)や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額1,140円/株、行使期間7年、行使の条件)に基づいて、発行条件及び割当予定先との間で締結する本契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

本新株予約権の発行価額は、公正価値と同額の、1個当たりの払込価額を1,334円(1株当たり13.34円)としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使による発行株式数は2,067,000株であり、平成27年9月18日現在の当社発行済株式総数42,626,858株に対し4.85%(平成27年9月18日現在の当社議決権個数426,226個に対しては4.85%)の割合による希薄化が生じます。

本新株予約権の発行は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役、監査役従業員及び社外協力者の貢献意欲及び士気をより一層向上させることを目的としており、これにより当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。

当社の企業価値が向上することは、既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合(%)
ウィズ・ヘルスケア日本 2.0投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号			8,156,578	15.43
ウィズ・ヘルスケアPE1号 投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	3,087,550	7.24	3,087,550	5.84
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 6番1号	2,660,000	6.24	2,660,000	5.03
中富 一郎	東京都渋谷区	1,159,000	2.72	2,059,000	3.90
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	1,565,400	3.67	1,565,400	2.96
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3号	1,008,900	2.37	1,008,900	1.91
興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目 6番29号	1,000,000	2.35	1,000,000	1.89
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 (常任代理人ドイツ証券株 式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325, FRANKFURT AMMAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町 二丁目11番1号)	847,109	1.99	847,109	1.60
UBS AG LONDON A/C IPB SE GREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人シティバンク 銀行株式会社)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001, ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿六丁目 27番30号)	642,050	1.51	642,050	1.21
CYNTEC CO., LTD. (常任代理人 土橋 健 志)	BEAUFORT HOUSE, PO BOX438, ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (大阪府豊中市)	623,200	1.46	623,200	1.18
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4 番地	585,500	1.37	585,500	1.11
計		13,178,709	30.92	22,235,287	42.08

- (注) 1. 募集前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の株主名簿上の株式数に平成27年4月1日以降平成27年8月31日までの新株予約権行使による増加株式数(19,000株)を加算して作成しています。
2. 募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、募集前の株式数をもとに、本新株予約権並びにウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合に対して平成27年10月8日付で割り当てを予定している第3回転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権が全て行使された場合に増加する株式を加えて算出しております。
3. 募集前の総議決権数に対する所有議決権数の割合及び募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
4. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社、JPモルガン証券株式会社及びジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(J.P.Morgan Clearing Corp.)の連名で平成27年4月6日付で提出された大量保有の変更報告書により、平成27年3月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として本日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記第三者割当後の大株主の状況には含めておりません。
変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(株)	株券等保有 割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジ メント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	2,546,900	5.98
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
ジェー・ピー・モルガン・クリア リング・コーポレーション (J.P.Morgan Clearing Corp.)	アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク 州 ブルックリン スリー・メトロ・ テック・センター	67,300	0.16

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月12日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年9月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月26日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成27年9月18日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等の記載に含まれる将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年9月18日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ナノキャリア株式会社 本社
(千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。